

2016年9月15日

宗教学学会

会員・賛助会員 各位

宗教学学会

理事長 大石 眞

第73回宗教学学会 開催のご案内

初秋の候、会員各位におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

第73回宗教学学会(2016年度秋季学会)を下記の要領で開催いたしますので、ご多用のところとは存じますが、お繰り合わせの上、ご出席くださいますよう、ご案内申し上げます。

記

日 時： 2016年11月5日(土曜日)10時～17時

場 所： 愛媛大学 城北キャンパス(日赤前下車)

総合教育棟 2階 社会共創学部 会議室 (別紙アクセス案内 ⑫)

受 付： 9時20分～

シンポジウム： 墓地提供という公役務と信教の自由

全体司会： 嘉多山 宗(弁護士)

午前の部(10時5分～12時5分)

墓と埋葬を巡る法的問題——〈家〉なき時代の墓地埋葬法の構築に向けて

森 謙二(茨城キリスト教大学)

フランスの墓地埋葬法制

大石 眞(京都大学)

イタリアの墓地埋葬法制

田近 肇(近畿大学)

昼 休 み(12時5分～13時20分)

総 会(13時20分～13時40分)

議題は裏面に印刷

午後の部(13時40分～17時)

ドイツ・オーストリアの墓地埋葬と憲法

片桐 直人(大阪大学)

ドイツにおける墓地の「公共性」

重本 達哉(大阪市立大学)

日本の墓地埋葬法制——課題と展望

竹内 康博(愛媛大学)

(休憩)

パネル・ディスカッション

懇 親 会(17時30分から：会費 5,000円 → 当日承ります)

会 場： 校友会館(別紙アクセス案内 ④)

1 墓地埋葬に関する〈家〉的伝統とその崩壊

近代の日本では、死者を「埋葬」するのは〈家〉の役割だと制度化され、それを正当化する思想が祖先祭祀（崇拜）とされてきた。もちろん、国民道徳としての祖先祭祀だけで葬送の秩序を維持できた訳ではない。刑法典や墓地埋葬法がこれを補強した。刑法典は遺骨の処理が犯罪を構成する場合を示し、墓地埋葬法は公衆衛生の観点からこれを規制した。

〈家〉的伝統を維持した枠組みは、二〇世紀の最後の十年までは有効に働いた。ほとんどの人々は自己が属する家族のアトツギを確保しようとする傾向は続いていし、死者を「埋葬」するのは家族＝アトツギの義務であるという信仰を信じていし、先祖代々の遺骨を保存するという伝統も続いた。言い換えるならば、「埋葬義務」は〈家〉＝家族の役割とし、法律ではなく、道徳規範に委ねていたのである。

しかし、この綻びは戦後まもなくの民法改正（「家」制度の廃止）から表面化していた。民法に規定された祭祀条項（民法第八九七条）は「家」制度の性格を色濃く残すものであったが、法の解釈を通じて「換骨奪胎」した。しかしこの事態は、新たな「法の欠缺」をつくりだしたが、すぐにはこの矛盾は表面化しなかった。

一九九〇年代になると、一気にこの矛盾が表面化する。つまり、〈家〉的伝統の下では「埋葬」されない死者が現れたのである。また、「埋葬」されないことだけでなく、遺骨を保存しない葬法（合葬式共同墓・樹木葬・散骨）が展開するようになる。この展開の中で、多種多様な焼骨の処理方法が行われるようになる。

2 新しい墓地埋葬法秩序の構築のために

遺体に直接の処理を行う第一次葬（土葬・火葬・空葬など）については、明確に国家がこれを規制する論理があった。すなわち、公衆衛生の観点からの規制である。しかし、第二次葬つまり焼骨の処理については、公衆衛生の論理からこれを規制することは難しい。ただ、日本では祖先崇拜の規範が強く残っていた時代では「先祖の魂」が宿る遺骨をないがしろにするような選択をすることに思いが及ばなかった。

現在、〈家〉（＝祖先崇拜）を前提とした墓地埋葬秩序は、現在瀕死の状態にある。祖先崇拜が墓地埋葬秩序に有効に機能しなくなった現代において、古い枠組みを前提とした葬送の秩序がむしろ現状の問題解決の阻害要因になっており、新しい墓地埋葬秩序の再構築を必要としている。

本報告では、(1)現行の墓地埋葬法秩序は〈家〉なき時代にふさわしくないか、(2)新しい葬法の問題点、(3)墓地経営者の責任とは何か、(3)墓地使用権とは何か、という観点から、問題整理を行いたい。

1 葬送の形態と墓地埋葬法制

墓地・埋葬が宗教と密接な関連をもつことから、墓地埋葬法制は、ある社会の基本的な国家・教会関係によって左右されることになるが、同時に、その社会における葬送の形態とも深く関連している。この点からみると、カトリックの多いフランスでは、なお土葬が主流であって、火葬率は34・5%にとどまっているが、パリのような大都市では、最近の火葬率は45%になっているとの報告もある。

このように事情を背景として、フランスの民法典にも火葬を念頭に置いた規定が付加され、「人の身体に払われるべき敬意は、死によって止むことはない」として、「遺体が火葬に付された人の遺灰を含め、死亡した人の遺骸は、敬意、尊厳及び品位をもって取り扱わなければならない」ことが明記された。次に述べる地方公共団体法典においても、当然のことながら、火葬後の遺灰の取扱いなどに関する規定が付加されている。

2 自治体の公役務として

他のヨーロッパ諸国と同様に、フランスでは、地方自治体が墓地の提供と埋葬の義務を負うという前提に立って、地方公共団体法典などに墓地・埋葬に関するかなり詳細な規定が設けられており、法律上、墓地又は納骨堂を少なくとも1か所配置することが各地方自治体に義務づけられている。このように、公営墓地とされる以上、市町村長には、死亡した者がすべて、宗派・信条による区別なく、品位をもって埋葬されるよう配慮することが求められている。

これをうけて各自治体では墓地条例が制定されているが、私の報告では、主としてパリ市の墓地条例を取り上げて、地方公共団体法典とその下における墓地条例の規律内容を紹介するとともに、パリ市営墓地の概要をも合わせて示すことにしたい。その際、ここでは、私人に対する墓地使用权の設定や墓地の管理などの公法的な側面に焦点を当てることにする。

田近 肇 (近畿大学)

墓地埋葬法の問題に詳しい森謙二教授によれば、日本人の葬送に関する従来のコンセンサス(同意)が崩壊した今日、改めて、葬送についての新たな価値あるいは社会的合意に基づいて墓地埋葬法の目的や葬法の諸概念を明確にする必要があり、その際、「死者の尊厳性」「死者への敬意」こそが墓地埋葬法の基本的な理念とされなければならないとされる。

こうした森教授の問題提起との関連で興味深いのは、イタリアにおいて、墓地埋葬法の分野において立法者が考慮すべき(憲法上の)価値として、死者への配慮(*cura*)又は敬愛(*pietà*)ということが説かれていることである。そこで、本報告では、イタリアにおいて、死者への敬愛ないし「宗教的感情」が墓地埋葬法制にどのような形で反映されているのかを検討することにした。

はじめに

- 1 イタリアの葬送事情と立法事情
 - (1) 伝統的な葬法と火葬の増加
 - (2) 墓地埋葬法の体系
- 2 死者への敬愛
 - (1) 学説と実定法の態度
 - (2) 「死者への敬愛」の内容
- 3 国家による墓地の独占
 - (1) 市町村の墓地提供・死体受入義務
 - (2) 教会墓地の問題
- 4 公営墓地における「死者への敬愛」の確保
 - (1) 公営墓地と礼拝施設
 - (2) 墓地使用期限の特例
 - (3) 宗派区画

おわりに

参考文献

- ・森 謙二『墓と葬送のゆくえ』(吉川弘文館、2014年)
- ・大石 眞「お墓事情と墓地法制 法における死者の『住処』の位置づけ」書齋の窓 645号(2016年) 21頁
- ・田近 肇「試訳・イタリア墓地埋葬法関係法令集」岡山大学法学会雑誌 65巻 2号(2015年) 240頁
- ・田近 肇「お墓事情と墓地法制 イタリアの仕組みとミラノの墓地」書齋の窓 647号(2016年) 30頁

ドイツにおける墓地の「公共性」——行政法的観点を中心として

重本 達哉（大阪市立大学）

ドイツでは、遺体又は遺骨の埋葬義務が法律上詳細に規律されているのみならず、なおかつ、墓地外への埋葬の原則禁止という消極的規制にとどまらず、およそ死者は墓地に埋葬されなければならないという積極的な義務付けが法律上明文で定められているのが通例である。この、いわゆる「墓地強制 (Friedhofszwang)」という考え方によれば、遺体又は遺骨を自宅内に一定期間を超えて安置することすら明らかに違法と解される。

それだけに、市町村等の公的主体による墓地の提供（経営）義務が法律上強調されるだけでなく、①最終的に行政機関が埋葬義務者に代わって墓地への埋葬行為自体を実施することも決して制度上の想定に留まるものではない。また、②海への散骨といった新たな葬法への注目が増すにつれて、それらと矛盾を来さざるを得ない上記の考え方の意義が問い直されることも決して少なくないのが、当地の現状である。

さらに言えば、①②に係る議論に多少なりとも影響を受けながら、③墓地の提供手続等に際して考慮されるべき事項として、他の報告でもしばしば指摘されている死者の尊厳性及び公衆衛生的観点のほか、土壌・水質といった環境保護利益、墓地の文化財的利益、都市計画に係る諸利益、周辺住民の財産権又は彼らの墓地への往来可能性等が判例によって明示的に挙げられているのみならず、法令上それらの一部を上記手続等の要考慮事項として明文化している例も珍しくはない。

ドイツにおける以上の法状況を概観した上で、とりわけ市町村という行政主体が墓地を提供することの意義・機能及び当該提供行為に際して法的に保護されるべき利益の多様性について、ドイツでは墓地が公園又は緑地として一般的に位置付けられていることや上記の考え方等にも適宜留意しながら、(特に③に) 関連する判例・法令の検討を通じて素描することが、本報告の予定するところである。

この一連の作業を通じて、ときに公衆衛生法規として純化されてきたと評されることもあるわが国の墓地埋葬法が、その目的として明示している「公共の福祉」(1条)の内実を探る手掛かりを得たいとも考えている。

なお、他の報告との関係上、憲法上の諸利益に係る検討については、必要最低限にとどめる可能性がある。

ドイツ・オーストリアの墓地埋葬と憲法

片桐 直人(大阪大学)

わが国では、墓地埋葬制度と憲法の関係が意識されることはほとんどない。しかしながら、ヨーロッパ各国では事情が異なる。本報告では、ドイツ及びオーストリアにおける墓地埋葬と憲法との関係について概観する。

もともと、ひとくちに墓地埋葬と憲法の関係といっても論点は多岐にわたる。そこで、本報告では、① 墓地埋葬制度の憲法上の位置づけ、② 埋葬および墓地設立・運営の主体、③ 教会及び宗教団体と墓地埋葬、④ 埋葬される者の権利、⑤ 遺族を含めた弔う人々の権利といった諸点を分析の視角として設定したうえで、ドイツ、オーストリアの墓地制度を検討したい。報告は、以下のような内容を予定している。

1. ドイツ、オーストリアの憲法における墓地制度の位置づけ
連邦制と権限分配／政教関係
2. ドイツ、オーストリアの墓地埋葬
歴史的背景と現状
3. ドイツ、オーストリアの墓地埋葬法制
基本的特徴／墓地の設立・運営主体
4. 埋葬される者の権利？
 - ・ 葬儀・埋葬の多様化／イスラム教徒の問題
5. 弔う者の権利
6. おわりに

なお、報告においては、前提となるドイツやオーストリアの憲法に関する基本的知識や両国における墓地埋葬法制の基本的な構造についても簡単に触れる予定であるが、他の報告との関係上、ドイツについては省略する可能性がある。

1. 墓地に関する法律

(1) 明治期の墓地法制

- ①墓地及埋葬取締規則（明治17年10月4日太政官布達第25号）
- ②墓地及埋葬取締規則施行方法細目標準（明治17年11月18日内務省達乙第40号）

(2) 取締規則改正の経緯

- ①昭和23年5月26日衆議院厚生委員会
- ②昭和23年5月27日参議院厚生委員会

(3) 現在の墓地法制

- ①墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年5月31日号外法律第48号）
- ②墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年7月13日号外厚生省令第24号）
- ③各地方公共団体の条例・規則

2. 墓地行政

(1) 戦前の墓地行政

- ①墓地の新設と大蔵省
明治6年10月23日太政官第355号達（墓地設置禁止ニ関スル規則）
- ②墓地の新設と内務省
明治16年5月8日大蔵省第23号達
（民有耕宅地ヲ共葬墓地ニ撰定内務省許可ノ分地税燭徐ハ時々届出）
- ③墓地と所轄警察署
墓地及埋葬取締規則
第2条 墓地及火葬場ハ総テ所轄警察署ノ取締ヲ受クヘキモノトス

(2) 戦後の墓地行政

- ①墓地経営（新設・拡張・廃止）許可
墓地、埋葬等に関する法律
第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。
- ②許可権限の委譲
地方分権一括化法（平成12年4月施行）
市区町村長へ委譲

3. 墓地の現状

(1) 公営墓地

- ① 国営墓地
- ② 地方公共団体営墓地

(2) 私営墓地

- ① 宗教法人営墓地
- ② 公益法人（財団法人・社団法人）営墓地
- ③ 株式会社営墓地
- ④ 集落営墓地
- ⑤ 個人営墓地

4. 墓地法制の課題と展望

(1) 無縁墳墓への対応（平成 11 年施行規則改正）

- ① 立札の掲示
- ② 官報への掲載
- ③ 墓石等の所有権への未対応

(2) 新しい葬法への対応

- ① 樹木葬
- ② 散骨葬
- ③ 納骨堂と永代供養墓
- ④ 送骨

キャンパス案内

キャンパスマップ (PDFファイル7,873KB) 

